

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第29回）

日時：令和2年8月8日（土）午後4時30分～

場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）

出席：知事、副知事、統轄監

令和新時代創造本部、危機管理局、総務部、福祉保健部、
東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、日野振興センター
鳥取市保健所、アドバイザー

議題：◇県内で発生した最近の感染症例について

◇分科会提言を踏まえた対策の検討について

◇その他

県内における新型コロナウイルス感染症患者確定について(19例目、20例目・第2報)

19例目

1 概要

年代：幼児
居住地：鳥取市

2 経過

8/2 (月) 自宅。
8/3 (火) 自宅。
8/4 (水) 発熱。帰国者・接触者外来を受診。→陽性判明

3 現在の患者の状況 : 感染症指定医療機関に入院

4 濃厚接触者の調査状況 : 既に判明している陽性者の濃厚接触者であり、外出自粛中であったため、感染拡大の恐れはない。

20例目

1 概要

年代：30代
居住地：鳥取市

2 経過

8/3 (月) 自宅。
8/4 (火) 自宅。
8/5 (水) 発熱。帰国者・接触者外来を受診。→陽性判明

3 現在の患者の状況 : 感染症指定医療機関に入院

4 濃厚接触者の調査状況 : 既に判明している陽性者の濃厚接触者であり、外出自粛中であったため、感染拡大の恐れはない。

県内における新型コロナウイルス感染症患者確定について(21例目・第2報)

21例目

1 概要

性別：女性

年代：30代

居住地：米子市

職業：西日本旅客鉄道（株）運転士（鳥取鉄道部所属）

2 現在の症状：味覚・嗅覚異常

3 経過

7/29（水）休暇。

7/30（木）勤務（乗務。不特定多数の接触なし）。

7/31（金）午前中勤務（乗務。不特定多数の接触なし）。

勤務終了後、発熱。【発症日】

西部地区発熱・帰国者・接触者相談センターに相談。医療機関Aを受診。

8/1（土）発熱、咽頭痛。休暇。

8/2（日）咽頭痛。解熱。休暇。

8/3（月）咽頭痛。医療機関Bを受診。休暇。

8/4（火）咽頭痛、味覚・嗅覚異常。休暇。

8/5（水）咽頭痛、味覚・嗅覚異常。勤務（内勤のため不特定多数との接触なし）。

夕方に、西部地区発熱・帰国者・接触者・相談センターへ相談。

8/6（木）医療機関Aを受診

地域外来・検査センターで検体採取 →陽性判明

4 国外・県外への移動歴： 国外及び勤務以外の他県への移動歴ない

5 現在の患者の状況： 8月6日（木）に、感染症指定医療機関に入院

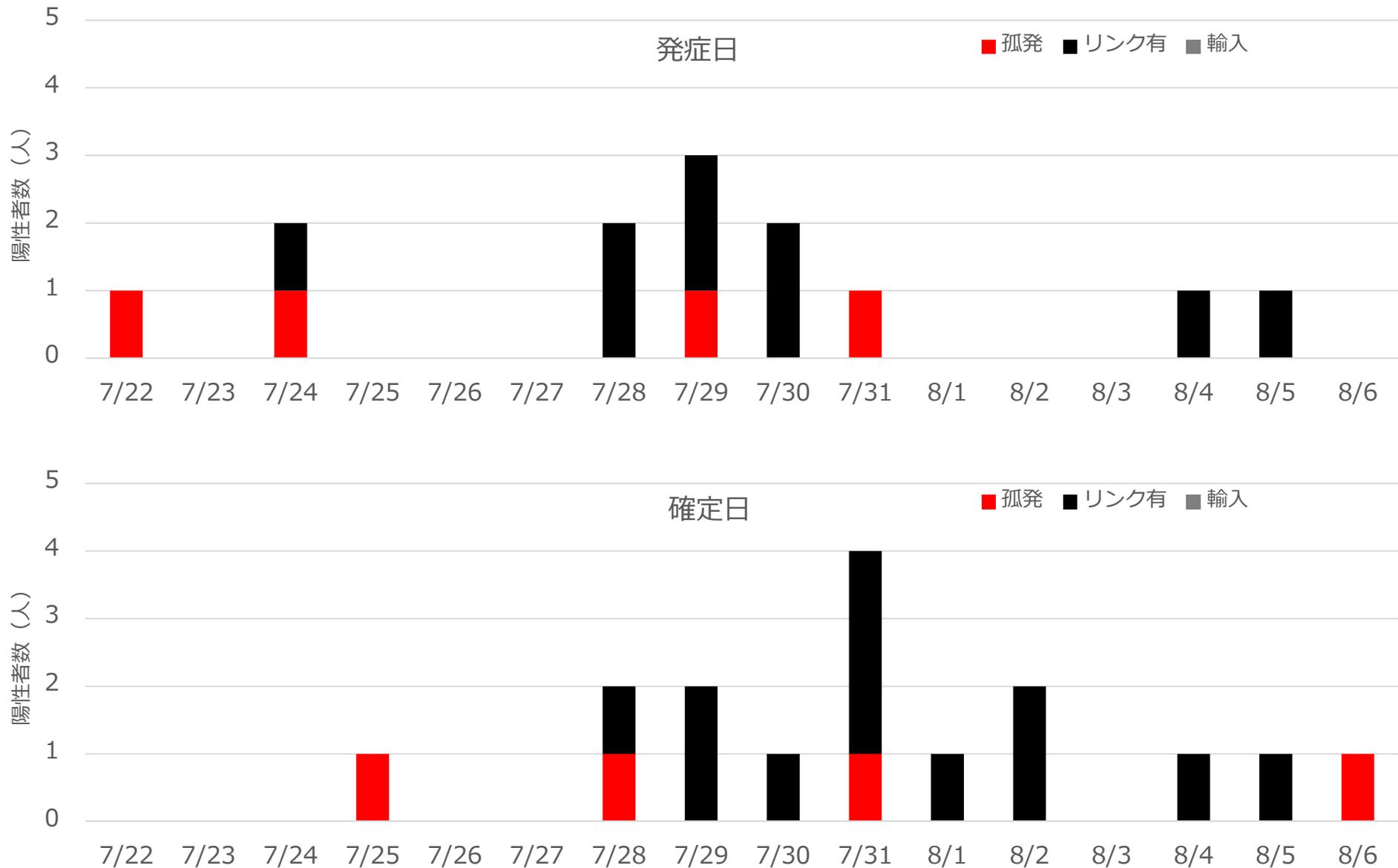
6 濃厚接触者の調査状況：（8/8 15時時点で把握している情報）

濃厚接触者 10名（9名陰性確認済、他1名は8月8日検査予定）

接触者 47名（39名陰性確認済、8月8日：8名検査予定）

※今後調査等により増えることがある。

新型コロナウイルス感染症に係る 鳥取県(6~21例目)のエピカーブ(流行曲線)



※発症日には、症状が発現していない無症候病原体保有者(3人)は含まれていない。
 ※確定日は、検査結果が確定した日

対応方針

1. 患者対応

感染症指定医療機関に入院

2. 濃厚接触者等への対応

- 積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者を特定
 - 最終接触日より2週間の健康観察
 - 外出自粛要請
- 家族等の濃厚接触者や検査を希望する方等に対し、PCR検査を実施
- 感染源特定のため、発症前2週間の行動歴を調査し、関係する都道府県に情報提供を行う。

医療体制について

1. 入院体制について(8月7日時点)

確保病床(A)		入院者(C)	C/A	C/B
	即応病床(B)			
313床	152床	16人	5.1%	10.5%

2. 宿泊療養体制について

- ◆ 1施設(66室)の開設準備を開始

軽快者等の宿泊療養開始にあたって

新型コロナウイルス感染症患者の拡大に伴い、本県東部圏域において、軽快者のホテル宿泊療養を8月13日から開始します。

ホテルでは、医師会及び看護協会の御協力を得て、安心して療養生活を送っていただくよう医師、看護師による医療サービスを提供します。また、看護師と職員が常駐して、心身の健康面のサポートや日常生活のケアを行います。

療養される患者の方が1日でも早く回復していただくよう応援します。

療養される患者の方、御協力いただくホテル及びその周辺地域に対する誹謗中傷がないよう御理解と御協力をお願いします。

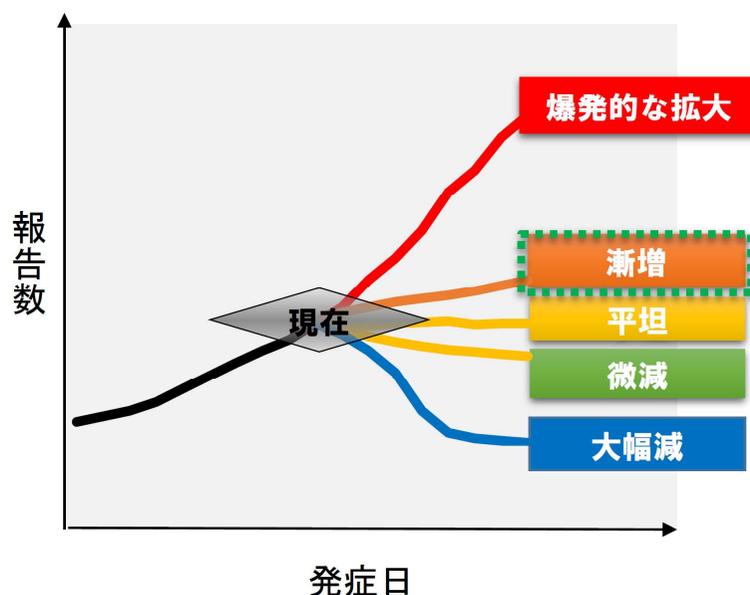
分科会提言を踏まえた対策の検討について

社会経済と感染対策の両立のための目標と基本戦略：政府への提案

分科会資料

- 目標：医療・公衆衛生・経済が両立しうる範囲で、
- ①十分に制御可能なレベルに感染を抑制し、死亡者・重症者数を最少化。
 - ②迅速に対応し、感染レベルをなるべく早期に減少へと転じさせる。

- 基本戦略：1. 個人・事業者：ともに協力し、感染拡大しにくい社会を作る。
2. 社会：集団感染の早期封じ込め
 3. 医療：重症化予防と重症者に対する適切な医療の提供



【現時点で早急に取り組むべき対策：
政府への提案】

- ①合理的な感染症対策のための迅速なリスク評価
- ②集団感染(クラスター)の早期封じ込め
- ③基本的な感染予防の徹底(3密回避等)
- ④保健所の業務支援と医療体制の強化
- ⑤水際対策の適切な実施
- ⑥人権への配慮、社会課題への対応等
- ⑦制度的仕組みや効率的な財源の活用を検討

- 目標 : 医療・公衆衛生・経済が両立しうる範囲で、
- ①十分に制御可能なレベルに感染を抑制し、死亡者・重症者数を最少化。
 - ②迅速に対応し、感染レベルをなるべく早期に減少へと転じさせる。

※感染状況及び対策の検討にあたっては、大都市部と地方部の違いに配慮が必要。

ステージⅠ

感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階

ステージⅡ

感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階

3密環境などリスクの高い場所でクラスターが度々発生することで、感染者が漸増し、重症者が徐々に増加してくる。このため、保健所などの公衆衛生体制の負荷も増大するとともに、新型コロナウイルス感染症に対する医療以外の一般医療も並行して実施する中で、医療提供体制への負荷が蓄積しつつある。

P 6 の取組及び P 7 の取組のうち、黒字の取組を実施

ステージⅢの指標

ステージⅢ

感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階

ステージⅡと比べてクラスターが広範に多発する等、感染者が急増し、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制への負荷がさらに高まり、一般医療にも大きな支障が発生することを避けるための対応が必要な状況。

ステージⅢで講ずべき施策(P 7)を実施

ステージⅣの指標

ステージⅣ

爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階

病院間クラスター連鎖などの大規模かつ深刻なクラスター連鎖が発生し、爆発的な感染拡大により、高齢者や高リスク者が大量に感染し、多くの重症者及び死亡者が発生し始め、公衆衛生体制及び医療提供体制が機能不全に陥いることを避けるための対応が必要な状況。

ステージⅣで講ずべき施策(P 8)を実施

①合理的な感染症対策のための迅速なリスク評価

- ✓ 自治体は、リスク評価に基づき、効率的なリソースの配分を行い、優先順位をつけて対策を迅速に実施する。

②集団感染（クラスター）の早期封じ込め

- ✓ 徹底した院内・施設内などの集団感染の未然防止と早期検知。陽性者の入院等の迅速な対応
- ✓ 接触者の調査と合理的な対応
- ✓ クラブ等の接待を伴う飲食店などクラスターの発生した周辺地域・関連業種での迅速な実態把握と対策の促進
⇒場合により様々な積極的介入方策（営業時間短縮や休業の要請等）を検討

③基本的な感染予防の徹底（3密回避等）

- ✓ 事業者：ガイドラインを適宜見直し、遵守を徹底。遵守が不十分な場合の休業要請も考慮
テレワーク等の推進
- ✓ 個人：3密回避を遵守した「新しい生活様式」の徹底に向けた注意喚起
⇒感染者の多い「若年層」、中でも感染リスクの高い行動を取る対象者に向けた効果的な情報発信。
感染拡大防止の主役として、高齢者等のみならず、自分自身のいのちを守ることにつながるというメッセージ
- ✓ COCOA及び地域ごとの対策アプリの普及促進

④保健所の業務支援と医療体制の強化

- ✓ 人材や物資（PPEなど）の確保、効率的な業務執行への支援
- ✓ 宿泊療養施設、入院患者受入病床の拡充

⑤水際対策の適切な実施

⑥人権への配慮、社会課題への対応等

⑦対策を実効性のあるものとしていくための制度的仕組みや効率的な財源の活用について検討

(赤字:ステージⅢで取り組むことを検討して頂きたい事項/黒字:ステージⅠ、Ⅱでも取り組んで頂きたいが、ステージⅢで更に徹底して頂きたい事項)
以下の施策については、同一県内であってもエリア限定で実施するなど、地域の実情に応じて取り組んでいただきたい。また、感染の状況によっては、ステージⅢに至る前から、機動的に取り組んでいただくことも重要である。

メリハリの利いた接触機会の低減

【対事業者】

(ステージⅢで取り組むべき事項)

- **ガイドラインを遵守していない酒類の提供を行う飲食店の休業要請等。**
- **イベント開催の見直し。**
- **人が集中する観光地の施設等における入場制限等。**
- **接触確認アプリの導入をイベントや企画旅行等の実施に当たって要件化。**
- **飲食店における人数制限。**

(ステージⅢにおいて更に徹底すべき事項)

- COCOA及び地域ごとの対策アプリの更なる周知及び普及促進の更なる強化。
- リスクの高い場所への積極的な介入・指導の継続強化(検査の強い要請など、クラスターが発生した店舗等への対策強化)。
- テレワーク等の更なる推進。

【対個人】

(ステージⅢで取り組むべき事項)

- **夜間や酒類を提供する飲食店への外出自粛の要請。**
- **飲食店における人数制限。**
- **若年者の団体旅行など感染予防を徹底できない場合等における、感染が拡大している地域との県境を越えた移動自粛の徹底。**

(ステージⅢにおいて更に徹底すべき事項)

- ターゲット毎に適切なメディアを通じた分かりやすいメッセージの発信。
 - ・ 重症化しやすい人(高齢者など): 3密の徹底的な回避、安全な活動については推奨。
 - ・ 中年: 職場での感染予防徹底、宴会等の自粛。
 - ・ 若者: クラブ活動等における感染予防徹底、宴会等の自粛。
 - ・ 医療従事者・介護労働者: リスクの高い場所に行かない。

【対国・地方自治体】

(保健所の業務支援)

- クラスター対策の重点化・効率化。
- 保健所への人材の派遣・広域調整。
- 保健所負担の更なる軽減。

(医療提供体制及び公衆衛生体制の整備)

- 病床、宿泊療養施設の追加確保(公共施設の活用など一段進んだ取組)。
- 重症病床をはじめ医療提供体制に関する各種データの積極的公開。
- 無症候者、症状別の感染者数の公表。
- 臨時の医療施設の準備。
- 都道府県域を超えた患者受入れ調整(広域搬送)。
- 検査時にウイルス量が多い場合や高齢者等の重症化するリスクが高い方を優先的に入院。**(自宅療養の対象となる者の明確化を通じ、宿泊療養により難しい場合における、軽症・無症状者で重症化リスクの低い方への自宅療養の適切な実施)**
- 感染が広がっている特定の地域については、医療機関や高齢者施設等において速やかに必要な検査を実施。
- 感染が拡大している特定の地域に属する者や関連する集団を対象とした検査を実施

(水際対策)

- 水際対策の適切な実施を継続。

(その他の重要事項)

- リスクコミュニケーションの観点から、国民に説得力のある状況分析とともに、現場における対話の積み重ねや分かりやすく明確なメッセージの発信。

全面的な接触機会の低減

緊急事態宣言など、強制性のある対応を検討せざるを得ない。

- 接触機会の低減を目指した外出自粛の要請。
- 県境を超えた移動の自粛要請。
- 感染リスクやガイドラインの遵守状況等を考慮しつつ、生活必需品等を取り扱う事業者等を除き施設の使用制限。
- 人が集中する観光地の施設や公共施設の人数制限や閉鎖等。
- イベントは原則、開催自粛。集会における人数制限。
- 生活圏での感染があれば学校の休校等も検討。
- テレワーク等の強力な推進をはじめ職場への出勤をできるだけ回避。

公衆衛生体制

- クラスタ対策は重症化リスク対策を考慮して更に重点化。
- 重症化リスクの高い発症者を優先的に対応。
- 疫学調査の簡略化。

医療提供体制

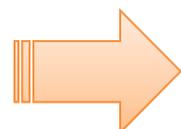
- 入院治療が必要な方への医療提供を徹底的に優先した医療提供体制。
(高齢者等のハイリスクではあるものの、軽症・無症状者への宿泊療養の開始も検討)
- 臨時の医療施設の運用・追加開設。

その他の重要事項

- 行動変容に対する国民・住民の理解を得るための積極的なリスクコミュニケーションの実施。

分科会提言の指標及び目安と鳥取県の状況

	医療提供体制の負荷		監視体制	公衆衛生体制の負荷			
	①病床のひっ迫具合			③陽性率	④新規報告数	⑤直近1週間と先週1週間比較	⑥感染経路不明割合
	病床全体	うち重症者用病床					
ステージⅢの指標	最大確保病床の占有率 1/5以上 現時点の確保病床数の占有率 1/4以上	最大確保病床の占有率 1/5以上 現時点の確保病床数の占有率 1/4以上	人口10万人当たりの全療養者数 15人以上	10%	15人/10万人/週以上	直近1週間が先週1週間より多い	50%
ステージⅣの指標	最大確保病床の占有率 1/2以上	最大確保病床の占有率 1/2以上	人口10万人当たりの全療養者数 25人以上	10%	25人/10万人/週以上	直近1週間が先週1週間より多い	50%
鳥取県の状況	【8/6現在】 最大確保病床の占有率 4.7% 現時点の確保病床数の占有率 9.8% 最大確保病床数 313床 現時点の確保病床数 152床 使用状況 15床	【8/6現在】 最大確保病床の占有率 0% 現時点の確保病床数の占有率 0% 最大確保病床数 47床 現時点の確保病床数 40床 使用状況 0床	【8/6現在】 人口10万人当たりの全療養者数 2.6人 全療養者数 15人	【8/4】 0.8% (1/115) 【8/5】 0.2% (1/482) 【8/6】 1.6% (1/60) ※抗原検査を含む	【7/31-8/6】 1.7人/10万人/週 7/31:4人 8/1:1人 8/2:2人 8/3:0人 8/4:1人 8/5:1人 8/6:1人	多い 【7/24-30】 6人 【7/31-8/6】 10人	【8/4】 0% (0/1) 【8/5】 0% (0/1) 【8/6】 100% (1/1) 【7/31-8/6】 20% (2/10)



⑤の指標については目安を超えているが、その他の指標はいずれも大幅に下回っており、本県はステージⅡの段階にあると考えられる。

本県のステージⅡを踏まえた対策

1. 基本的な感染予防の徹底

(対個人)

- 分かりやすく明確なメッセージを発信
 - ・「新型コロナ克服3か条」の遵守徹底を注意喚起
 - ・大人数での会食や飲み会、大声を出す行動の自粛を要請
 - ・接触確認アプリ(COCoA)のインストールを呼びかけ

(対事業者)

- 業種別ガイドラインの遵守徹底、テレワーク等の推進を要請
- 「とっとり新型コロナ対策安心登録システム」の利用呼びかけ
- イベント開催の見直し検討を要請

2. 保健所の業務支援と医療体制の強化

- 保健所機能強化(積極的疫学調査、発熱・帰国者・接触者相談センター窓口)
- 医療提供体制に関する各種データの積極的公開
- 医療・福祉施設の感染防止対策の徹底
- 必要物資の供給体制強化
- 患者用の病床確保、宿泊療養施設の立ち上げ準備

3. 人権への配慮、社会課題への対応

鳥取県版新型コロナ警報

地域	発令区分	発令期間
全県【重点地域：全域】 ※本日付で西部地区を重点地域に追加し、 全域を重点地域としました	警報	8月20日まで

※発令期間は状況に応じ延長

ご自身と大切な人と地域を守ろう！ 会食・三密に注意しよう！

＜県民の皆様へのお願い＞

- **親しい間の同一行動、自動車の同乗、お酒を伴う会食による感染が拡大しています。**親しい間柄であっても、マスクを外す時間を狙って、十分な距離を取っていない飲食店やご友人宅での飲食、カラオケなどで、感染が広がっていきますので、感染予防を徹底し、警戒していただきますようお願いいたします。
- 自らを感染から守るだけでなく、自らが周囲に感染を拡大させないことが不可欠です。今一度基本に立ち戻り、「三つの密（密閉、密集、密接）」を避ける、人と人との感染防止距離（概ね2m）を取る、距離が取れない場合のマスク着用、こまめな手洗いやうがいなど、感染予防に最大限の注意を払っていただきますよう強くお願いいたします。
- 三密になりやすい大人数の集まりについては、今一度中止や延期も検討していただきますようお願いいたします。
- お店を利用する際は、「新型コロナウイルス感染予防対策協賛店」のステッカーも参考にしてください。また、事業者の皆様は、業種別ガイドラインの遵守を徹底した上で、大切なお客様とお店・従業員を守るため、感染予防対策を十分に行ってください。
- 少しでも体調が悪ければ通勤・通学を含め外出は控え、まず「発熱・帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

- お盆や夏休みシーズンに県外から帰省をお考えの方を含め、感染が拡大している地域の皆様には、高齢者や基礎疾患のあるご家族などへの感染の可能性について慎重に考慮していただき、例えば地域の同窓会に各地から集まることを控えていただくほか、マスクなど感染予防を徹底され、往来すること自体についても必要性を今一度ご判断ください。
- 感染拡大地域にお出かけの県民の皆様は、不要不急の往来はできれば避けていただくほか、県ホームページで毎日更新している「感染警戒地域」情報を参考にいただき、感染予防を徹底し、警戒していただきますようお願いいたします。

【特別感染警戒地域】(25都府県)

茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、広島県、徳島県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、沖縄県

【重要感染警戒地域】(9道県)

北海道、宮城県、栃木県、群馬県、福井県、長野県、岡山県、大分県、鹿児島県

【感染警戒地域】(8県)

岩手県、福島県、新潟県、石川県、山口県、香川県、愛媛県、高知県（R2.8.6現在）

- ご自身の予防と感染拡大防止のため、接触確認アプリ「COCOA」をスマートフォンにインストールしましょう。
- 患者、新型コロナウイルス感染症で治療に当たる医療従事者やその家族などに対し、誤解や偏見に基づく差別を行うことは決して許されません。新型コロナウイルス感染症に立ち向かっている患者、医療従事者の皆さまをみんなで応援しましょう。

＜感染防止対策の徹底、検査・医療体制の強化＞

- 県有施設について感染防御の取組を徹底
- 今後クラスターが発生した場合、当該箇所の活動制限等について検討
- 学校関係については、周辺の感染状況によって休業などを判断
- 保健所機能の強化を継続（積極的疫学調査、発熱・帰国者・接触者相談センター窓口）
- 医療・福祉施設の感染防止対策の徹底、患者用の病床確保、必要物資の供給

県内にいらっしゃる皆様へ

～大切な故郷と大事な人を守るため、お盆の帰省・夏休みの過ごし方を考えましょう～

- ◆新型コロナウイルスは、季節性インフルエンザと比べて死亡リスクが高く、特に、高齢者や基礎疾患のある方では重症化するリスクが高いことも報告されています。
- ◆高齢人口が3割近くに済み、医師や看護師、医療機関などの医療資源も限られている鳥取県では、感染が拡大すればその影響は大きいものとなります。
- ◆皆さんの家族、親戚、友人には、身近な人からの感染に不安を感じている方がいるかもしれません。お盆に県外から帰省をお考えの方、特に感染が拡大している地域の皆様には、高齢者、基礎疾患のある方や妊婦のご家族などへの感染の可能性について慎重に考慮し、その計画をもう一度ご家族と相談し、ご判断ください。
- ◆体調に不安があるときは、帰省や旅行は控えていただくようお願いいたします。電話やオンラインでつなぐ帰省を検討されてはどうか。
- ◆帰省された皆さんは、同窓会など三密になりやすい大人数の集まりについては、今一度中止や延期についても検討していただきますようお願いいたします。
また、自らを感染から守るだけでなく、自らが周囲に感染を拡大させないことが不可欠です。親しい間柄であっても、マスクを外す時間を狙って、十分な距離を取っていない飲食店やご友人宅での飲食、カラオケなどで、感染が広がっていきます。今一度基本に立ち戻り、少しでも体調が悪ければ出歩かないことを心がけ、「三つの密(密閉、密集、密接)」を避ける、人と人との感染防止距離(概ね2m)を取る、距離が取れない場合のマスクの着用や手洗いなど、感染予防に最大限の注意を払っていただきますよう強くお願いいたします。
- ◆観光地などでは、熱中症対策として、人と十分な距離(2m以上)を確保できる場合にはマスクを外していただいても結構ですが、店舗内に入る場合等人が集まるところでは忘れずに着用をお願いいたします。
また、不要になったマスク等は持ち帰っていただくとか、外出先においてマスクを廃棄する時にはビニール袋で密閉するなどご配慮いただきますようお願いいたします。
- ◆ご自身の予防と感染拡大防止のため、接触確認アプリ「COCOA」をスマートフォンにインストールしましょう。

家庭内での感染を防ぐための注意点

感染予防の基本

○こまめに手を洗いましょう

洗っていない手で目や鼻、口などを触らないようにしてください。

○定期的に換気してください。

共有スペースや他の部屋も窓を開け放しにするなど換気をしましょう。

○密閉、密集、密接になる場面では、家庭内でもマスクを着けましょう。

マスクを外した後は必ず石鹸で手を洗いましょう。(アルコール手指消毒剤でも可)

○咳やくしゃみが出るときは、ハンカチやひじなどで口を覆いましょう。

接触感染を防ぐため、手を使わないようにしましょう。

正しい手の洗い方

手洗いの
前に

・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう



1 流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



2 手の甲をのぼすようにこすります。



3 指先・爪の間を念入りにこすります。



4 指の間を洗います。



5 親指と手のひらをねじり洗いします。



6 手首も忘れずに洗います。

出展：首相官邸ホームページ

(<https://www.kantei.go.jp/ip/headline/kansensho/coronavirus.html>)

このほかにご注意いただきたいこと

○近距離での会話や大きな声を出すことを控えましょう。

○食べ物や飲み物、食器の共用は避けましょう。

- ・大皿で食わず、あらかじめ小皿で小分けにしましょう。
- ・使い終わった食器は消毒しましょう

○タオルや歯磨き粉などの共有を避けましょう。

○共有部分(ドアの取っ手、ノブ、ベッド柵など)は、アルコール消毒液又は薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後、水拭きしましょう。

- ・家庭用塩素系漂白剤は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認し、使用量の目安に従って薄めて使ってください。(目安となる濃度は0.05%です(製品の濃度が6%の場合、500mLの水にペットボトルのキャップ約1杯分です。))。

○トイレや洗面所は、通常の家​​庭用洗剤ですすぎ、家庭用消毒剤でこまめに消毒しましょう。

- ・タオル、衣類、食器、箸、スプーンなどは通常の洗濯や洗浄でかまいません。
- ・他の家族のものと分けて洗う必要はありません。

県主催イベント・県立集客施設の対応について

○8月中開催予定の県主催イベントでオンライン開催等工夫のできないものは、原則延期・中止の扱い。

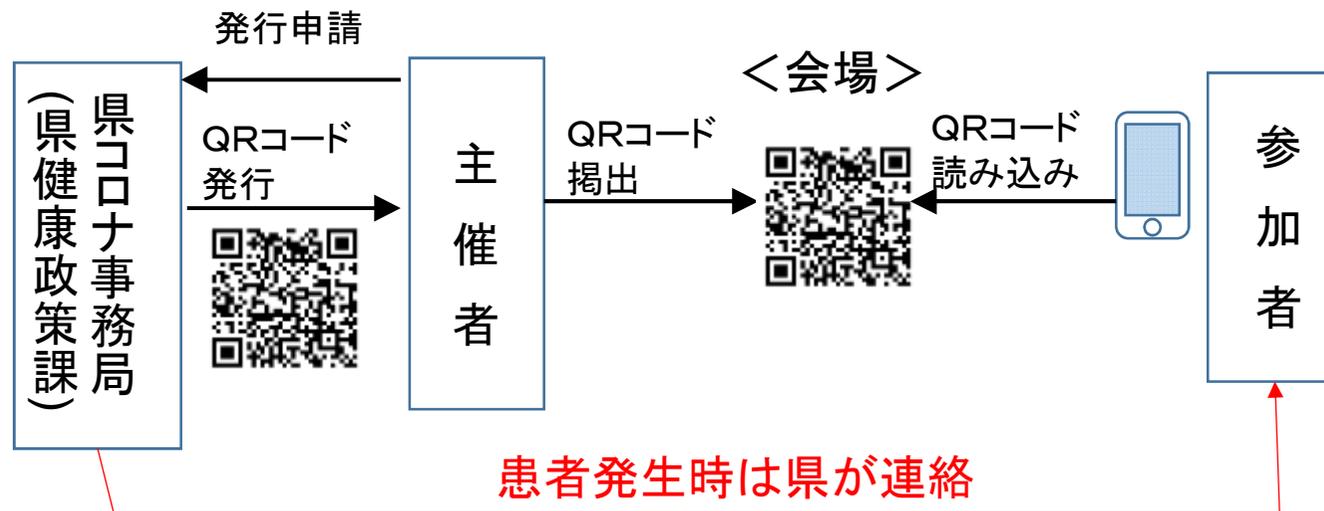
- 例) ・ワークショップ企画(県立博物館) → 中止
- ・就活交流会(鳥取環境大学) → 延期
- ・国際声優コンテスト声優魂inまんが王国とっとり → リモート審査(非参集)

○県立集客施設において、受付での体温チェックのほか、手指の消毒、入館者のマスクの着用の感染防止対策を重ねて徹底する。

県以外の主催者によるイベントなどの対応について

県以外の主催者によるイベントなどで、比較的多数が集まる案件では、「とっとり新型コロナ対策安心登録システム」を活用して参加者の登録と連絡体制の確立をお願いします。

システムはとっとりネット (<https://www.pref.tottori.lg.jp/c-toroku/>) に公開。
問い合わせは県健康政策課(電話0857-26-8710)



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です

交通機関における換気対策例

県内の交通事業者は、外気導入しながら常時換気することにより、車両内の空気を外気と常時入れ替えて運行しています。

このたび、専門家チームの景山誠二鳥取大学医学部教授のご指導のもと、全ての種類の車両においてスモークを充満させて、換気性能を実証しました。

その動画をとりネットで公開しています。

- ・公開済: 鉄道(普通列車)・高速バス
- ・間もなく公開: 路線バス・タクシー・鉄道(特急列車)・貸切バス

< 鉄道(普通列車) >



< 高速バス >



約5分で車両内の空気を外気と常時入れ替えています。

新型コロナからみんなを守る鳥取県民宣言

私たちが闘う相手は、新型コロナという「ウイルス」であって、「人間」ではありません。

私たち鳥取県民には、お互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができる差別と偏見のない社会を実現する責務があります。

ひとりも取り残されず、誰もが安心して医療を受けられる地域環境を整え、みんな人間として、命も健康も、そして平穏な暮らしも、鳥取県民の優しい心と堅い絆で守り抜きます。

- 患者・家族など新型コロナウイルスと闘う方々に対する 差別的扱いや誹謗中傷は、絶対に許しません！
- 医療従事者をはじめ、新型コロナ治療や社会機能維持のため頑張る方々に感謝し、応援します！
- 県外ナンバーなど県外から来られる方々を非難したり、傷つける行為をせず、お互いに尊重し合います！

令和2年8月8日

鳥取県、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会、鳥取県市長会、鳥取県町村会

県庁の対応

- **調査チームとは別に、保健所支援に向け総勢40名の
応援態勢を構築**

■ **鳥取市保健所への応援**

疫学調査への応援のほか、検体搬送、ドライブスルー検体採取、その他の応援を行うための態勢を構築

■ **倉吉保健所及び米子保健所への応援**

各保健所については、各部総合事務所においてしっかりとした体制を構築しているところ。それに加え、更に県庁からの応援職員を派遣

- ・県庁から職員を派遣。

(検体搬送、相談窓口、ドライブスルー検体採取等)

- ・上記の業務のほか、予備的要員として必要な人員を準備

県庁の対応

○庁舎内及び職員の感染予防対策の徹底

・出勤者の削減

執務室の職員密度を下げるため8月10日の週は出勤者を7割以上削減する。

・庁舎内に入室する場合の取扱

外来者も含め、庁舎内に入室する場合は、手指消毒を徹底する。

・職員の出張

特別感染警戒地域へのお出張については、その必要性を十分に検討の上、万全の感染予防対策を講じる。

・職員の感染予防対策の徹底

業務中だけでなく、私的な場面においても、感染予防対策（「三つの密」の回避、マスク着用など）・健康管理（出勤前の検温など）を改めて徹底する。

・職員が会食する際の注意

多人数での会食は避ける。少人数であっても会食する場合は、感染予防対策（食事中以外のマスク着用、適切な距離の確保、お酌はしない、カラオケなどでの大声を避けるなど）を改めて徹底する。

休暇取得、在宅勤務等の促進

○鳥取県においては、執務室の職員密度を下げるため、8月に「とっとりクールダウンウィーク」を設定し、実施中。

・休暇取得、在宅勤務等を促進し、新型コロナ対策と併せて、職員のワークライフバランスも推進

■ 8 / 1 ~ 7 は出勤者を3割以上（東中部においてはそれ以上）削減

■ 8 / 8 ~ 16 は全県において出勤者を7割以上削減

■ 8 / 17 以降（8月中）は（新型コロナの発症状況を見ながらではあるが）全県において出勤者を3割以上削減することを想定

○県から県内商工3団体に通知を発出(8/5)し、県内事業者の皆様に対しても、特にお盆期間中における感染予防対策の取組強化をお願いしているところ。

■ 職場内における「三つの密」を回避するため、可能な限り出勤者の削減を図ること（テレワーク、テレビ会議等を活用）

■ 体調が良くない従業員は出勤させないこと

■ 感染拡大防止のための取組促進（大人数での会食回避等）

鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止・クラスター対策 条例検討に係る県民参画電子アンケート結果①

- 県政参画電子アンケートを実施した結果、①クラスター発生施設等名称の公表、②使用停止、③患者、医療関係者等の差別的取り扱いの禁止、全てに対し、約9割の方が、「いいことだと思う」、「どちらかというと、いいことだと思う」と回答。
- 「よくないことだと思う」、「どちらかというと、よくないことだと思う」の消極的な回答は3～5%程度。

1 実施概要

(1) 実施期間: 令和2年7月29日(水)～8月4日(火)

(2) 回答率: 67.9%(回答者数404人/会員数595人)

(3) 回答者の内訳

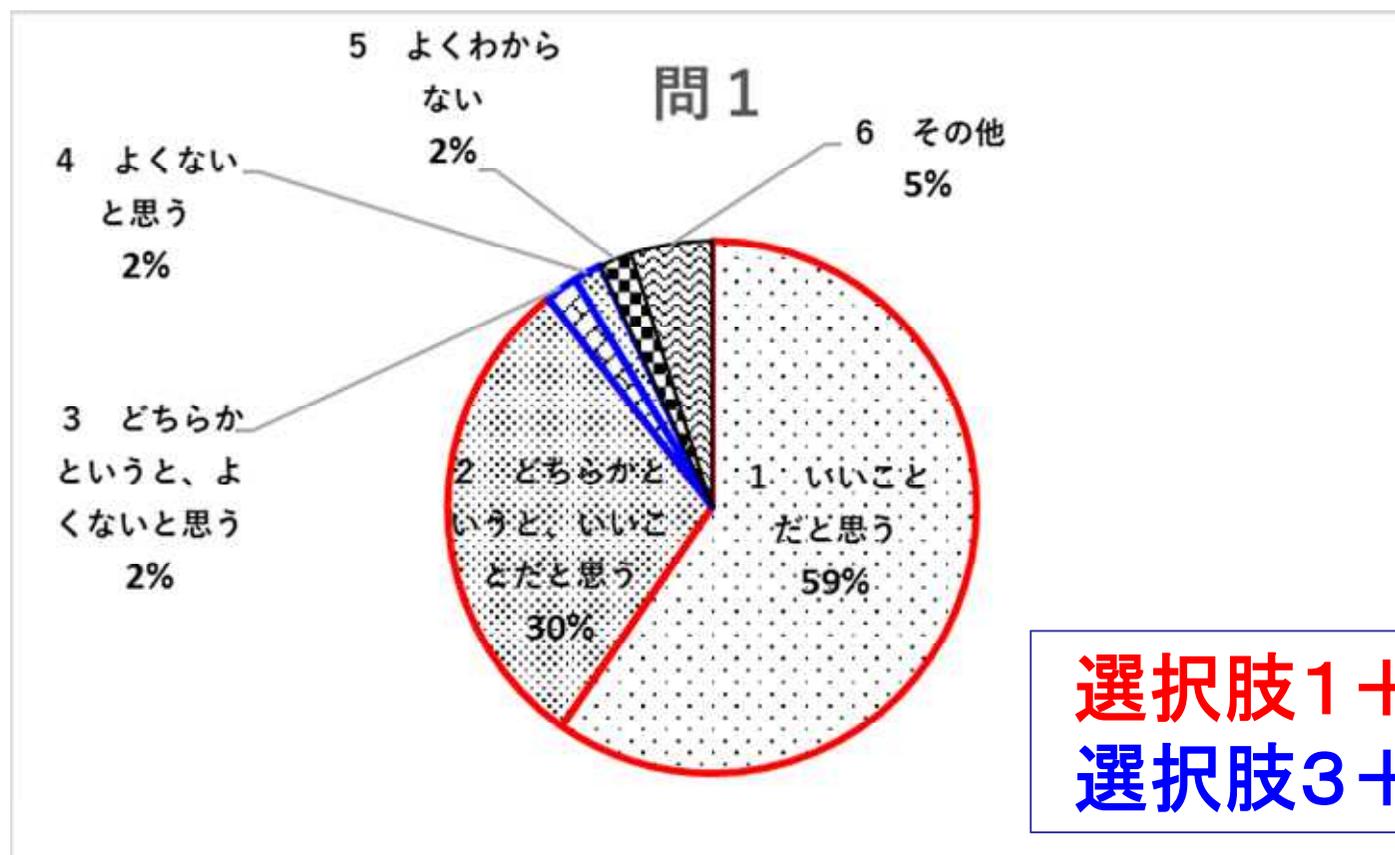
- ・性別: 男性173人(42.8%)、女性231人(57.2%)
- ・年代: 10代(12人、3.0%)、20代(42人、10.4%)、30代(77人、19.1%)、40代(125人、30.9%)、50代(72人、17.8%)、60代(45人、11.1%)、70代(25人、6.2%)、80代(6人、1.5%)
- ・居住地 鳥取市(191人、47.3%)、倉吉市(28人、6.9%)、米子市(88人、21.8%)、境港市(21人、5.2%)、岩美郡(5人、1.2%)、八頭郡(12人、3.0%)、東伯郡(26人、6.4%)、西伯郡(25人、6.2%)、日野郡(6人、1.5%)、県外(2人、0.5%)

鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止・クラスター対策 条例検討に係る県民参画電子アンケート結果②

2 結果概要

【問1：クラスターが発生した施設等の名称の公表】

新型コロナウイルス感染症のまん延防止のためには、県内でクラスターが生じた場合、早期に抑えこむことが重要であり、クラスターが発生した施設等の名称を公表することを検討しています。名称を公表することで、施設利用者等が早期にクラスター発生を認識して感染有無の確認に結びつけられると考えますが、一方で、施設の営業者等の権利にも配慮すべきという意見もあります。名称を公表することについてどう考えられますか？

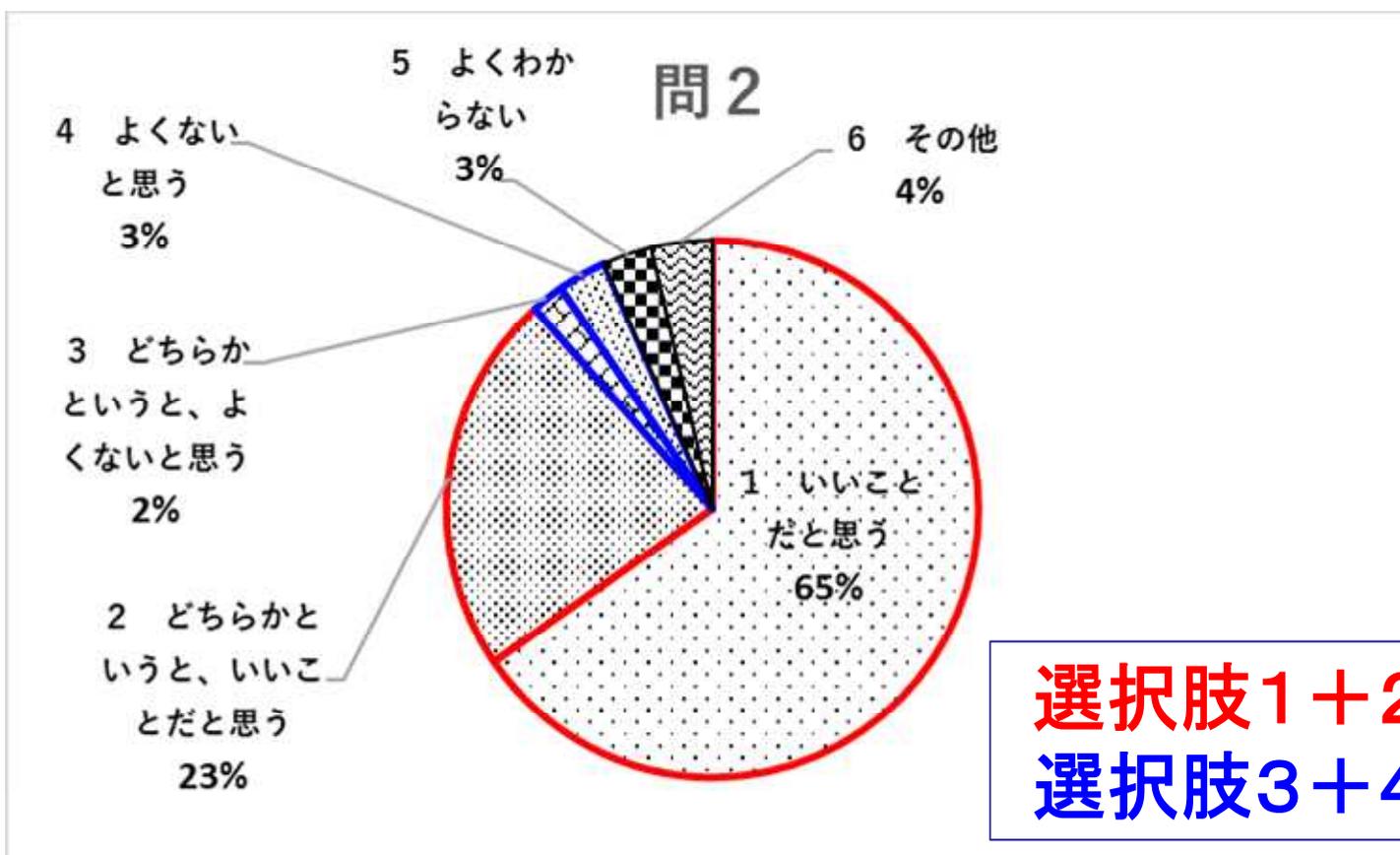


鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止・クラスター対策 条例検討に係る県民参画電子アンケート結果③

2 結果概要

【問2：施設の使用の停止】

上記(1)のとおり、名称を公表した場合においても、感染防止対策を適切に講じないまま営業等を行っている場合、感染拡大防止のため、その施設等の使用停止を命じることを検討しています。使用停止を命じることで、感染の拡大を抑えることに結びつけられると考えますが、一方で、施設の事業者等の権利にも配慮すべきという意見もあります。使用停止を命じることについてどう考えられますか？

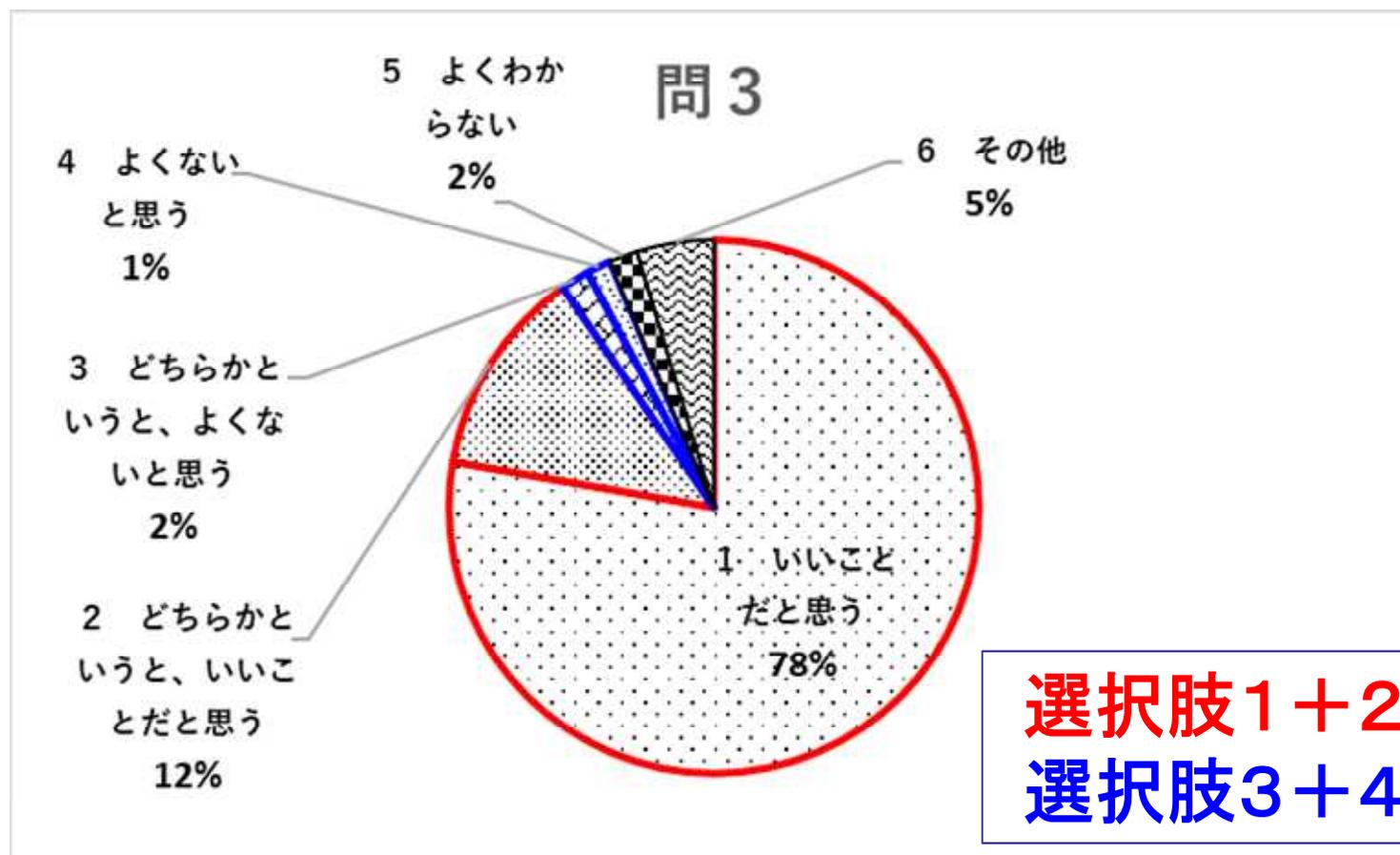


鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止・クラスター対策 条例検討に係る県民参画電子アンケート結果④

2 結果概要

【問3:患者、医療関係者等の差別的取り扱いの禁止】

全国的に新型コロナウイルス感染症の患者やその家族、医療従事者等に対する誹謗中傷などが問題となっています。このためそのような方々に対する差別的取り扱いや誹謗中傷の禁止について規定することを検討しています。このことについてどう考えられますか？



新型コロナウイルス感染拡大防止クラスター対策条例の検討

新型コロナウイルスのクラスター対策を行い、緊急に感染拡大の具体的危険を排除するための法的緊急措置などについて、県独自の条例案を検討。

◆**県・市町村・県民・事業者はクラスター対策等を実施、協力**

◆**クラスター発生という具体的な危険に対応するため**

- 原則として、店舗・施設等の名称の公表
- 事業者は自ら店舗・施設等を営業停止し対策を講じる
- 事業者が自ら営業停止しない場合は、知事は営業停止又は対策を講ずることを指示
 - ⇒ クラスターが事業者以外の故意によるものである場合等は協力金を給付

◆**患者やその家族、医療従事者等を応援（誹謗中傷の排除）**

◆**新型コロナウイルスに対する限定的な措置であり、新型インフルエンザ特措法での位置付けがなくなった段階で失効**

飲食関係組合・団体等からの意見聴取においても、肯定的な意見をいただいた。